

灘区「地域力を高める」手づくりの活動・事業補助金 よくある質問

Q：活動を開始して5年目の団体なのですが、補助の申請は可能ですか？

A：団体の活動の年数は関係ありません。新しく企画される活動（3年以下）であれば、申請は可能です。

Q：誰でも申請できますか？

A：神戸市灘区を活動拠点とし、企画した活動を終了まで責任を持って遂行できる団体であれば申請いただけます。

ただし、個人ではお申込みいただくことができませんので複数人で構成されている団体で申請してください。また、事業を複数団体に分けて申請することはできませんので、各団体で取りまとめのうえ、代表者を決定し、一つの事業として申請してください。

Q：一度きりのイベントを行いたいのですが、補助の対象になりますか？

A：対象外ではありませんが、審査項目として、「発展性」という項目がありますので、審査の内容として考慮されます。

Q：参加費を徴収するなど、有料で行う活動は対象となりますか？

A：対象となります。積極的に参加費を徴収して有料で実施したり、協賛金や寄付金を調達するなど、活動を継続させるために資金の自立を目指してください。ただし、営利を主目的とした活動は対象となりません。

Q：他の補助金にも申請中ですが、両方採択された場合は併用できますか？

A：国や県、民間の補助金については自己資金として活用していただけます。ただし、神戸市（区）または神戸市外郭団体による補助制度とは併用できません。

Q：自己資金は必要ですか？

A：補助金に自己資金比率制限は設けておりませんが、補助終了後も継続して活動ができるように自己資金を確保してください。

Q：補助金はいつ交付されますか？

A：活動終了後に提出される活動報告書に基づいて交付しますので、基本的には活動がすべて終了してからの交付になります。

（※区長が認める場合は、活動終了までに一部補助金を交付することも可能です。）

Q：来年度以降も補助を希望する場合はどうなるのですか？

A：補助は1年単位です。来年度以降も補助を希望する場合は再度応募していただき、事業内容に応じて審査を受けることになります。

Q：2次募集はいつからの活動分が対象になるのか。

A：令和4年4月1日から令和5年3月15日までの活動が対象になります。そのため、遡って申請が可能です。（ただし精算時に領収書等が必要です。）

Q：2次募集で1年目で申請した場合、来年4月に申請したら2年目となるのか。

A：2年目となり、補助率は75%になります。